

高岡市こども医療費助成事業における富山県乳児、幼児及び妊産婦医療費助成事業費補助金交付要綱に基づく補助金申請に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山県乳児、幼児及び妊産婦医療費助成事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日。以下「県要綱」という。）に基づく補助金の交付申請に係る事務に必要な事項を定めるものとする。

(所得の確認)

第2条 市は、県要綱第3条に規定する補助金の算定をするため、小学校就学の始期に達するまでの乳幼児の保護者（第4条において「保護者」という。）の所得の確認（以下「所得確認」という。）を行い、補助金の対象となるかの認定又は変更の認定を行うものとする。

(所得確認の時期)

第3条 前条の所得確認を行う時期は、次のとおりとする。

- (1) 毎年8月
- (2) 高岡市こども医療費助成に関する条例施行規則(平成17年11月1日規則第91号。以下「規則」という。)第5条の規定による申請があった月の翌月

(所得確認に係る同意)

第4条 市は、保護者が規則第5条の規定による申請を行う際に、当該保護者に対し、所得確認を行うことに関して同意を得るものとする。

(所得確認の方法)

第5条 所得確認の方法は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 課税台帳等による確認
- (2) 市区町村等関係機関への所得の照会による確認

(所得に関する情報の取扱い)

第6条 所得確認に使用した所得に関する情報は、補助金交付申請に係る書類とともに整備し、所得確認が完了してから5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年9月29日から施行する。